議案第５０号

南房総市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

南房総市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年８月２８日提出

南房総市長　　渡　辺　　秀　和

南房総市印鑑条例の一部を改正する条例

南房総市印鑑条例(平成１８年南房総市条例第１４５号)の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「１４日以内」を「３０日以内」に改める。

第５条第２項第２号中「、出生の年月日及び男女の別」を「及び出生の年月日」に改める。

第１３条第２項中「において同じ。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カードをいう。次条及び第１６条において同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。次条及び第１６条において同じ。）」を加える。

第１４条中「個人番号カード（」を「個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書（これらのうち」に、「第１２条の２第４項第２号ロ」を「第１２条の２第４項第３号ロ」に改める。

第１６条第１号中「個人番号カード」の次に「、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第５条第２項第２号の改正規定は、令和８年１２月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の南房総市印鑑条例第４条第２項の規定は、この条例の施行の日以後に受理した同条例第３条の規定による登録の申請に係る確認について適用し、同日前に受理した申請に係る確認については、なお従前の例による。

議案第５０号　南房総市印鑑条例の一部を改正する条例

新旧対照表　（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
第１条～第３条　（略）	第１条～第３条　（略）
（登録申請の確認） 第４条　（略） ２　登録申請者は、前項の規定による照会があったときは、当該照会の日から３０日以内に回答書及び次の各号のいずれかに掲げる書類を登録申請者又はその代理人が持参し、市長に提出し、若しくは提示しなければならない。 ⑴、⑵　（略）	（登録申請の確認） 第４条　（略） ２　登録申請者は、前項の規定による照会があったときは、当該照会の日から１４日以内に回答書及び次の各号のいずれかに掲げる書類を登録申請者又はその代理人が持参し、市長に提出し、若しくは提示しなければならない。 ⑴、⑵　（略）
（印鑑の登録） 第５条　（略） ２　印鑑登録原票には、登録印鑑の印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。 ⑴　（略） ⑵　住所、氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号。以下「令」という。）第３０条の１３に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記載（法第６条第３項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民（法第３０条の４５に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）に係る住民票に通称（令第３０条の１６第１項に規定する通称をいう。以下同じ。）の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）及び出生の年月日 ⑶　（略） ３　（略）	（印鑑の登録） 第５条　（略） ２　印鑑登録原票には、登録印鑑の印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。 ⑴　（略） ⑵　住所、氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号。以下「令」という。）第３０条の１３に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記載（法第６条第３項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民（法第３０条の４５に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）に係る住民票に通称（令第３０条の１６第１項に規定する通称をいう。以下同じ。）の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）、出生の年月日及び男女の別 ⑶　（略） ３　（略）
第６条～第１２条　（略）	第６条～第１２条　（略）
（印鑑登録証明の申請） 第１３条　（略）	（印鑑登録証明の申請） 第１３条　（略）

改　正　案	現　　行
２　前項の規定にかかわらず、印鑑登録者本人がその意思により同項の規定による申請を行うときは、印鑑登録証の提示に代えて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。次条及び第１６条において同じ。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カードをいう。次条及び第１６条において同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。次条及び第１６条において同じ。）を職員に提示して、申請することができる。	２　前項の規定にかかわらず、印鑑登録者本人がその意思により同項の規定による申請を行うときは、印鑑登録証の提示に代えて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。次条及び第１６条において同じ。）を職員に提示して、申請することができる。
３　　（略）	３　　（略）
（キオスク端末による印鑑登録証明の申請） 第１４条　印鑑登録者は、キオスク端末により印鑑登録証明を受けようとするときは、個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書（これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１２条の２第４項第３号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第３５条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を用いて、かつ、キオスク端末に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成１５年総務省令第１２０号）第４２条第２項又は第５９条の３第２項の規定により設定された暗証番号をいう。）を自ら入力することにより、市長に申請しなければならない。	（キオスク端末による印鑑登録証明の申請） 第１４条　印鑑登録者は、キオスク端末により印鑑登録証明を受けようとするときは、個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１２条の２第４項第２号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第３５条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を用いて、かつ、キオスク端末に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成１５年総務省令第１２０号）第４２条第２項又は第５９条の３第２項の規定により設定された暗証番号をいう。）を自ら入力することにより、市長に申請しなければならない。

改　正　案	現　　行
第１５条　　(略)	第１５条　　(略)
(印鑑登録証明をすることができない場合) 第１６条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明をすることができない。 (1) 印鑑登録証又は個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書が著しく損傷し、又は汚損しているため識別が困難であるとき。 (2)、(3)　　(略)	(印鑑登録証明をすることができない場合) 第１６条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明をすることができない。 (1) 印鑑登録証又は個人番号カードが著しく損傷し、又は汚損しているため識別が困難であるとき。 (2)、(3)　　(略)
第１７条～第２０条　　(略)	第１７条～第２０条　　(略)

附　則（抄）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第５条第２項第２号の改正規定は、令和８年１２月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の南房総市印鑑条例第４条第２項の規定は、この条例の施行の日以後に受理した同条例第３条の規定による登録の申請に係る確認について適用し、同日前に受理した申請に係る確認については、なお従前の例による。